

特記仕様書

I 工事概要

建築概要	
地名地番	神奈川県海老名市上今泉1840番地
住居表示	-
用途	中学校
構造・規模	提案及び設計業務による
工事種別	増築（建物）
都市計画区域	都市計画区域内
防火地域	指定なし（法第22条区域）
用途地域	指定なし（市街化調整区域）
埋蔵文化財	-
上水道・下水道	上水道供給地域 公共下水道整備地域
地区計画・建築協定	-
敷地面積	24860.67㎡
建ぺい率	指定建ぺい率:50%
容積率	指定容積率:100%

II 建築工事仕様

- 共通仕様
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(最新版)」(以下、「標準仕様書」という。)による。ただし、標準仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書(最新版)」(以下「改修標準仕様書」という。)及び「建築物解体工事共通仕様書(最新版)」(以下「解体共通仕様書」という。)による。
なお、その他施工条件は、別途本工事内容説明事項書による。
- 特記仕様
1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
2) 特記事項は、◎印のついたものを適用する。○印のつかない場合は※印のついたものを適用する。◎印と※印のついた場合は、共に適用する。
3) 特記事項に記載の()、< >及び[]内の表示番号は、それぞれ「標準仕様書」、「改修標準仕様書」及び「解体共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
1 一般 共 通 事 項	①. 一般事項	○ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ○ 請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。 ○ 施工体系図を現場に掲示すること。 ・ 工事着手前及び完成時に、以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外の状況（地盤、擁壁、内外壁、床、建具等）を調査・記録し、報告書を監督職員に提出すること。 調査範囲 ※ 図示
	②. 適用基準等	○ 工事写真の撮り方（国土交通省大臣官房営繕部監修 最新版） ○ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房営繕部監修 最新版） ○ 海老名市公共工事共通事項書 ・ ・ ・
	③. 工事実績情報（CORINS）の登録	※ 適用する（請負金額が 500万円以上の場合） (1.1.4) 受注時、変更時及び完了時にあらかじめ監督職員の確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。 ・ 適用しない
	④. 発生材の処理等	発生材の処理 (1.3.8) ・ 引渡しを要するもの () ・ 特別管理産業廃棄物 () 受入れ施設名・所在地(km) ・ 再生資源化を図るもの 種 類 受 入 施 設 名 所 在 地 (Km) 備 考 ・ セメント コンクリート塊 ・ アスファルト コンクリート塊 ・ 建設発生木材 ・ 建設汚泥 ・ 現場において再利用を図るもの () ・ その他の廃棄物（安定型）() 受入れ施設名・所在地(km) ・ その他の廃棄物（管理型）() 受入れ施設名・所在地(km) 上記の処理、処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記によらない場合は、監督職員と協議すること。 また、処理、処分に先立ち処分場等の受入の可否を確認すること。
	⑤. 電気保安技術者	※ 適用する ・ 適用しない (1.3.3)
	⑥. 事故報告	(1.3.10) 工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもとづき「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。
	⑦. 建築材料等	材料の品質等 (1.4.2) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、その材料にJIS又はJASのマークの表示のある場合を除いて監督職員の承諾を受ける。 特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 環境への配慮 (1.4.1) 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。 ホルムアルデヒド仕様 使用する材料のホルムアルデヒド放散量は、次のとおりとする。 ホルムアルデヒド放散量 規制対象外 の場合の該当する建築材料 1) JIS及びJASのF☆☆☆☆品 2) 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 3) 次の表示のあるJAS適合品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用

- 室内の空気中の化学物質濃度の測定 (1.5.9)
※ ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定
測定対象物質 ※ホルムアルデヒド（濃度指針値 100μg/m³・0.08ppm）
※ ｳﾌｲﾝ（濃度指針値 220μg/m³・0.05ppm）
※ ｵｰｼﾞﾝ（濃度指針値 260μg/m³・0.07ppm）
※ ｴｷｽﾞｹﾞﾝ（濃度指針値 3,800μg/m³・0.88ppm）
※ ｴﾝｼﾞﾝ（濃度指針値 870μg/m³・0.20ppm）
※ ｵｰｼﾞﾝ（濃度指針値 240μg/m³・0.04ppm）
測定する室等：（ ）
採取方法：吸引方式又は拡散方式とし、拡散方式では8時間採取する。
測定結果等報告書の提出
次の事項を記載した報告書を2部提出する。
a 測定結果
b 試料採取時の状況（気温・湿度（室外・室内）、天候、風の状況、日射進入状況、測定年月日・時間、窓の開閉状況、機械換気量、工事完成時から測定日までの日数）
c 試料採取方法、測定方法、使用した測定機器
測定対象物質が指針値を超える濃度で検出された場合は、引渡は受けない。
・ 総揮発性有機化合物の測定
測定方法、測定物質及び測定場所等については、別図に定める総揮発性有機化合物測定仕様書による。
※ 室内VOC濃度の測定結果に関する書面の当該施設への掲示については、施設管理者に依頼する。
- 特別な材料の工法
- 建築基準法による風圧力等の指定 (8.4.3)(8.5.3)(13.2.3)(13.3.3)(13.4.3)(14.7.3)(16.13.5)
適用工事 建築基準法の指定
・ 金属板葺 ・ 折板葺 風速(V0) ※3・4
・ 粘土瓦葺 ・ アルミニウム笠木 地表面粗度区分 ・ II ○III
・ ガラスブロック・ALC外壁パネル 多雪地域の指定 ・ 有 ○無
・ 押出成形セメント板外壁パネル
- 設計G.L.
※ 提案及び設計業務による
- 技 能 士 (1.5.2)
・ 下表で技能士を適用することとした職種に、1級又は単一級技能士を配置する。
※ 下表で技能士を適用することとした職種に、1級、2級又は単一級技能士を配置する。
・ 下表で技能士を適用しないとした職種でも、技能士の配置に努めること。
工 事 種 目 技能検定職種（技能検定作業）
以下の該当工事 ・ 該当する作業がある以下の職種（作業）の全て
鉄筋工事 ・ 鉄筋施工
コンクリート工事 ・ 型枠施工（型枠工事作業）
鉄骨工事 ・ とび
コンクリートブロック・ALCパネル
・ 押出成形セメント板工事 ・ ブロック建築
防水工事 ・ ALCパネル施工
・ アスファルト防水工事作業
・ 塗膜防水工事作業
・ シート防水工事作業
・ シーリング防水工事作業
・
・
石工事 ・ 石材施工（石張り作業）
タイル工事 ・ タイル張り
木工事 ・ 建築大工
屋根及びとい工事 ・ 建築板金（内外装板金作業）
金属工事 ・ 内装仕上施工（鋼製下地工事作業）
左官工事 ・ 左官
建具工事 ・ サッシ施工
・ ガラス施工
・ 自動ドア施工
カーテンウォール工事 ・ カーテンウォール施工
・ サッシ施工
・ ガラス施工
塗装工事 ・ 塗装（建築塗装作業）
内装工事 ・ プラスチック系床仕上工事作業
・ カーベット系床仕上作業
・ ボード仕上工事作業
・ 表装（壁装作業）
・ 畳工
・ 造園（造園工事作業）
完成時提出書類 ※ 見開きA3（製本A4判） 竣工図、施工図 3部
※ 完成図面電子データ（JWW形式及びPDF形式） 1式
※ 本工事内容説明事項書に基づく市指定の工事書類 1式
※ 建築物等の維持・保全に関する資料 1式
※ その他監督職員が指示したもの 1式
工事写真 ※ 作成する ・ 作成しない
工事写真は、「海老名市公共工事デジタル写真管理要領」により撮影する。
設備工事との取合い 施工範囲 各工事の区分表による。
施工図 設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。
火災保険等 工事的物及び工事材料等について、次により保険に付す。
保険の種類 ※ 火災保険 ※ 建設工事保険
保険期間 ※ 工事着手から工事的物引き渡し日まで

- 仮囲い ※ 設ける ・ 設けない
仮囲いの位置及び延長は提案及び設計業務による
- 危害防止 ※ シート張り ・ 金網養生
- 交通誘導員 ※ 配置する ・ 配置しない
- 監督職員事務所 ※ 設けない（請負者事務所）に打合せ会議室を確保する）
・ 設ける（規模 m程度 請負者事務所と同様 ・ 否）
備品（ ）
- 工事表示板 ※ 設置する ・ 設置しない
海老名市公共工事共通事項書による
- 工事用水 構内既存の施設 ・ 利用できる（※有償 ・ 無償） ※ 利用できない
- 工事用電力 構内既存の施設 ・ 利用できる（※有償 ・ 無償） ※ 利用できない
- 工事用通路 ※ 指定しない ・ 指定する（図示）
- 足場等 (2.2.4)
足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。

件名： 海老名市立今泉中学校増築校舎整備事業



海老名市

図面名称
図面番号

特記仕様書（建築工事）

2

縮尺

N.S.

Ⅲ 電気設備工事仕様

1. 一般事項
 - (1) 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編、最新版）」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築設備工事標準仕様書（電気設備工事編、最新版）」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針（最新版）」による。
2. 特記事項
 - (1) 項目は番号に○印の付いたものを適用する。
 - (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用するものとする。

章	項	目	特記事項																																																																							
一 般 共 通 事 項	1. 適用基準等		※ 工事写真の撮り方（建築設備編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※ 電線工事写真撮影要領・同解説 設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）																																																																							
	2. 機材等		※ 本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの、またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては、「県有施設のリフォームマニュアル」に留意し、揮発性有機化合物の放出による健康への影響に配慮する。 ※ 使用する材料のホルムアルデヒド仕様は、日本工業規格及び日本農林規格のF☆☆☆☆規格品、壁装材料協会規格適合品または同等品、化学物質等製品安全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。																																																																							
	3. 機材の品質・性能証明		本工事着手前に主要機材メーカーリスト及び機器製作図を提出し、監督職員の承諾を受ける。 また、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（社）公共建築協会）によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は、評価書の写しを監督職員に提出するものとする。																																																																							
	4. 耐震施工		耐震施工における設備機器の固定は、「建築設備計設計・施工指針」（建設省住宅局建築指導課監修）による。本工事の施設分類は（ ） 特定の施設 ○ 一般の施設 で地域係数は1とし、設計用標準水平震度は下表のとおりとする。なお、（ ）内の数値は防震支持の機器の場合に適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="2">設計用標準震度</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中層階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>一階及び地下層</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	設計用標準震度		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中層階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	一階及び地下層	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																															
	設置場所	設計用標準震度			一般の施設																																																																					
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																					
	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																																					
	中層階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																																					
	一階及び地下層	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																																					
	5. 保温・結露防止		重要機器類 ○ 配電盤 ・ 発電装置 ・ UPS装置 ・ 直流電源装置 ・ 交換機 ・ 変換機（自立型） ・ 中央監視装置 ・ 情報通信ラック 重量が1.00kg以下の軽量な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても、耐震を考慮し、据付等を行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。																																																																							
	6. 電線類		外部に露する壁、天井及びF.P.板（スタイロホーム等）打込み箇所に取り付ける位置ボックスなどは、保温・結露防止処理を行う。																																																																							
	7. 合成樹脂製可とう管		合成樹脂製可とう管は、P.F.管とする。（温度による分類はタイプ-25を標準とする）																																																																							
	8. 二種金属製可とう管		露出箇所 ○ ビニル被覆あり いんべい箇所 ○ ビニル被覆なし ○ ビニル被覆あり ○ ビニル被覆なし																																																																							
	9. 電線本数、管路など		分電盤、制御盤、端子盤などの2次開閉の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは、監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。 また、機械室等の床配線は図面上F.P.管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は完全にわたって接地線を敷く。																																																																							
	10. インサート		鋼鉄製とする。なお、床版で保温板打込み部分は、断熱材用インサート（重ねつき製品）を使用する。																																																																							
	11. 呼び線		長さ1m以上の通線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を連絡する。																																																																							
12. フラッシュプレート		（ ※ 金属製（ステンレス・新金属も含む） ・ 樹脂製 ）とする。																																																																								
13. フロアプレート・ベース		※ 水平高抵抗部付（空転防止リング付） ・ 銅合金製 ・ アルミ合金製																																																																								
14. 支持金物、固定金物		屋外の機器及び配管に使用する支持金物（ボルト類）はステンレス製（SUS304）とし、屋外機器のアンカーボルトのナットには、ナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。 また、振動をとまらぬ機器の支持金物のナットは、ダブルナットとする。																																																																								
15. あと施工アンカー		施工方法 ・ 接着系（ ※ 有機系 ・ 接着剤 ） ・ 金属埋込系（ ※ 本体打込式 ） 性能・施工確認 ※ 行わない ・ 行う																																																																								
16. 接地極の種類・表示等		接地極は図面に特記なき場合、下表による。なお、E.B.の長さは1,500mmとする。 ただし、D=1.0又は1,000mm、W=3.0又は1,200mmとする。 縦柱機器及び屋外灯用接地極の埋設極は不要とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>接地の種類</th> <th>記号</th> <th>接地抵抗値</th> <th>接地極の種類・数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 常保護設備用接地</td> <td>E1A</td> <td>Ω以下</td> <td>E.P.×2</td> </tr> <tr> <td>・ 常保護設備用接地</td> <td>E1A</td> <td>Ω以下</td> <td>E.B.(D=14又はW=40)×3連-1組</td> </tr> <tr> <td>・ 共同接地</td> <td>E.A・E.D・E1H</td> <td>10Ω以下</td> <td>E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組</td> </tr> <tr> <td>・ 共同接地</td> <td>E.A・E.C・E.D</td> <td>10Ω以下</td> <td>E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組</td> </tr> <tr> <td>・ A種</td> <td>E.A</td> <td>10Ω以下</td> <td>E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組</td> </tr> <tr> <td>・ B種</td> <td>E.B</td> <td>Ω以下</td> <td>E.B.(D=14又はW=40)×2</td> </tr> <tr> <td>・ C種</td> <td>E.C</td> <td>10Ω以下</td> <td>E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組</td> </tr> <tr> <td>・ D種</td> <td>E.D</td> <td>100Ω以下</td> <td>E.B.(D=14又はW=40)×1</td> </tr> <tr> <td>・ 構内交換機（備用）用</td> <td>E1t</td> <td>Ω以下</td> <td>E.B.(D=14又はW=40)×3連-1組</td> </tr> <tr> <td>・ 本配線盤の保安装置</td> <td>E.At</td> <td>10Ω以下</td> <td>E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組</td> </tr> <tr> <td>・ 電圧引込口の保安器</td> <td>E.Dt</td> <td>100Ω以下</td> <td>E.B.(D=14又はW=40)×1</td> </tr> <tr> <td>・ 音声増幅器</td> <td>E.Ds</td> <td>100Ω以下</td> <td>E.B.(D=14又はW=40)×1</td> </tr> <tr> <td>・ 防犯装置用</td> <td>E.S</td> <td>Ω以下</td> <td>E.B.(D=14又はW=40)×3連-1組</td> </tr> <tr> <td>・ 測定用</td> <td>E.o</td> <td>—</td> <td>E.B.(D=10又はW=30)×1</td> </tr> <tr> <td>・ 避雷器用（低圧用）</td> <td>E.LL</td> <td>10Ω以下</td> <td>E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組</td> </tr> <tr> <td>・ 避雷器用（高圧用）</td> <td>E.LH</td> <td>10Ω以下</td> <td>E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組</td> </tr> <tr> <td>・ 構造体接地</td> <td></td> <td></td> <td>種別構造体利用（適用品も含む）</td> </tr> </tbody> </table>	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極の種類・数量	・ 常保護設備用接地	E1A	Ω以下	E.P.×2	・ 常保護設備用接地	E1A	Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-1組	・ 共同接地	E.A・E.D・E1H	10Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組	・ 共同接地	E.A・E.C・E.D	10Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組	・ A種	E.A	10Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組	・ B種	E.B	Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×2	・ C種	E.C	10Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組	・ D種	E.D	100Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×1	・ 構内交換機（備用）用	E1t	Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-1組	・ 本配線盤の保安装置	E.At	10Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組	・ 電圧引込口の保安器	E.Dt	100Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×1	・ 音声増幅器	E.Ds	100Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×1	・ 防犯装置用	E.S	Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-1組	・ 測定用	E.o	—	E.B.(D=10又はW=30)×1	・ 避雷器用（低圧用）	E.LL	10Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組	・ 避雷器用（高圧用）	E.LH	10Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組	・ 構造体接地			種別構造体利用（適用品も含む）
接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極の種類・数量																																																																							
・ 常保護設備用接地	E1A	Ω以下	E.P.×2																																																																							
・ 常保護設備用接地	E1A	Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-1組																																																																							
・ 共同接地	E.A・E.D・E1H	10Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組																																																																							
・ 共同接地	E.A・E.C・E.D	10Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組																																																																							
・ A種	E.A	10Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組																																																																							
・ B種	E.B	Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×2																																																																							
・ C種	E.C	10Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組																																																																							
・ D種	E.D	100Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×1																																																																							
・ 構内交換機（備用）用	E1t	Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-1組																																																																							
・ 本配線盤の保安装置	E.At	10Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組																																																																							
・ 電圧引込口の保安器	E.Dt	100Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×1																																																																							
・ 音声増幅器	E.Ds	100Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×1																																																																							
・ 防犯装置用	E.S	Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-1組																																																																							
・ 測定用	E.o	—	E.B.(D=10又はW=30)×1																																																																							
・ 避雷器用（低圧用）	E.LL	10Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組																																																																							
・ 避雷器用（高圧用）	E.LH	10Ω以下	E.B.(D=14又はW=40)×3連-2組																																																																							
・ 構造体接地			種別構造体利用（適用品も含む）																																																																							
17. 総合調整		各機器の個別運転後に総合調整を行い、報告書を提出すること。 ・ 受電設備 ・ 発電設備 ・ 照明装置 ・ 構内交換設備																																																																								
18. 塗装工事		下記部位に使用する外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 ※ 屋外 ※ 居室																																																																								
19. はつり		既存のコンクリート部の床、壁の配管貫通部等の穴明けは、原則超音波検査後にダイヤモンドカッターによる。																																																																								

表「機器取付高さ」 図面に特記なき場合は下表による。ただし、これによりがたい場合は監督員と協議する。

名 称	測 点	取付高 (mm)	名 称	測 点	取付高 (mm)
取引用計器	地上～窓中心	約 1,800	引込線留め高	地上～引込点	
電力分電盤	床～中心	1,800～2,200	集合保安器箱	天井下～上端	200
共 通			端子盤（廊下、室内）	床～下端	300
			※ H（EPSなど）	床～中心	1,500
			壁付アウトレット（一 般）	床～中心	300
			※ H（和 室）		150～200
スイッチ（一 般）	床～中心	1,300	壁掛形時計	床～中心	1,500(上端2,000以下)
H（和 室）	H	1,200	子時計	H	2,300
コンセント（一 般）	床～中心	300	壁掛形スピーカ	H	2,300
H（和 室）	H	150～200	壁付アタッチネータ	H	1,300
H（台 上）	台上～中心	100	壁付インターホン（一 般）	床～中心	1,300
H（ファン用）	ファン下端	ファン下端	※ H（身体障害者）	H	1,300
H（厨 房）	床～中心	800～1,000	壁付アウトレット（一 般）	H	300
H（庫 庫）	H	500～1,000	※ H（和 室）	H	150～200
H（暖 房）	H	800～1,300	機器収納箱	天井下～上端	200
H（土 間）	H	800～1,300	直列ユニット（一 般）	床～中心	300
ブラケット（一 般）	床～中心	2,100～2,300	フック	H	200
H（通 場）	H	2,000～2,500	※ 表示盤	床～中心	2,300
H（線 上）	線上端～中心	150	※ 壁付発信機	H	1,300
避難口誘導灯	床～下端	1,500以上	ベル・ブザー・チャイム	H	2,300
廊下誘導灯	床～上端	1,000以下	壁付押しボタン（一 般）	床～中心	1,300
			※ H（身体障害者玄関）	H	900
助 壁掛形制御盤	床～中心	1,500(上端2,000以下)	※ 受信機	床～中心	800～1,500
力 制御盤	H	1,500	※ 変換機	H	800～1,500
力 変電制御用ボタ	H	1,300	機器収納箱	H	800～1,500
非常ボタン(使用)	床～中心	900	※ 発信機	H	800～1,500
※ 壁付インターホン(観機)	H	1,300	※ 表示灯	床～中心	2,100
※ 知 覚 (玄関子機)	H	1,100	ベル	H	2,300
※ 廊下表示灯(復旧ボタン付)	H	1,300	※ 液化石油ガス用検知器	床～上端	250
※ 身障者表示ランプ	H	1,500	※ 都市ガス用検知器(特費)	天井～上端	150
スイッチ	H	1,100	※ H（電費）	床～上端	250

Ⅳ 機械設備工事仕様

1. 一般事項
 - (1) 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、最新版）」（以下「標準仕様書」という。）を、一部設備・環境課監修の「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編、最新版）」（以下「標準図」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針（最新版）」による。
2. 特記事項
 - (1) 項目は番号に○印の付いたものを適用する。
 - (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用するものとする。

章	項	目	特記事項																								
一 般 共 通 事 項	1. 適用基準等		○ 工事写真の撮り方（建築設備編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）																								
	2. 機材等		※ 本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの、またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては、揮発性有機化合物の放出による健康への影響に配慮する。																								
	3. 機材の品質・性能証明		本工事着手前に主要機材メーカーリスト及び機器製作図を提出し、監督職員の承諾を受ける。 また、設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は外部機関等が発行する資料等の写しを監督職員に提出して、承諾を受ける。なお、標準仕様書に規定される製作図、試験成績表等を含む。																								
	4. 総合調整		※ 本工事において下記の項の総合調整を行い、報告書を提出する。 総合調整の項目 ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温度測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定 ・ 初期運転状態の記録 ・ 東端水栓の滞留排水速度の測定 ・ し尿浄化槽排水水の測定 ・ 機器の絶縁抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。																								
	5. 容量等の表示		(1) 機器類の能力、容量等は指示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。																								
	6. 耐震措置		機器、配管、ダクト等は耐震を考慮し堅固に据え付け、取付け又は支持を行う。 耐震措置の計算及び施工方法は、次に掲げる事項以外すべて建築設備耐震設計施工指針（建設省住宅局建築指導課2005年版監修）による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="2">設計用標準震度</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中層階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>一階及び地下層</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	設計用標準震度		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中層階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	一階及び地下層	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
	設置場所	設計用標準震度			一般の施設																						
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																						
	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																						
	中層階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																						
	一階及び地下層	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																						
	7. 弁等のサイズ		特記されていない弁等のサイズは、機器付属品を除き接続配管のサイズと同じとする。																								
	8. 電線類		本工事は環境配慮の観点から、原則としてEMケーブルを使用するものとする。なお、標準仕様書第6編 通信・情報設備工事 第1章 機材 第1節 電線類等 表1.1.1電線類に次の種類を追加する。 (EM-C.E.E.S.、EM-U.T.P.、EM-M.E.E.S.、EM-E.B.T.)																								
	9. はつり		既存のコンクリート部の床、壁の配管貫通部等の穴明けは、原則超音波検査後にダイヤモンドカッターによる。																								
	10. 支持金物・固定金具		(1) ボンプ・屋外機器のアンカーボルトのナット及び屋外の配管・ダクトに使用する支持金物はステンレス製（SUS304）とし、ボンプ・屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。 (2) 振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。 (3) 冷水及び冷温水管の吊バンド等の支持部は、合成樹脂製の支持支を使用する。																								
	11. 埋戻し土・壁土		図面に特記のない場合は下記によるほか共通仕様書第2編による。ただし、各工事項目で別に指定されたものは除く。 ○ 横切り土の中の良質土（ただしヒューム管以外の管の周囲は山砂の類） ・ 山砂の類 地中埋設機及び埋設用テープは、下記により屋外埋設部分に布設する。なお、地中埋設機の設置場所は図示によるほか、屋外埋設管の分岐及び曲がり部に設置する。 (1)給水管 ○地中埋設機 ○埋設用表示テープ (2)ガス管 ○地中埋設機 ○埋設用表示テープ (3)油 管 ・地中埋設機 ・埋設用表示テープ (4)消火管 ○地中埋設機 ○埋設用表示テープ 下記部位に使用する、外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 ※ 屋外露出 ※ 居室																								
12. 地中埋設機及び埋設表示用テープ		中埋設機の鋼管（ステンレス鋼管及び外面被覆鋼管は除く）及び金属製継手（溶金製弁・継手を含む）にはベトリウム系防食テープ及びプラスティックテープによる防食処理を行う。（埋設配管は原則として、防食処理不要の管材とする。）																									
13. 塗 装		切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保持して掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には、山留めを行うものとする。																									
14. 防食処理		国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事標準仕様書22章（塗装工事）及び同監理指針（塗装工事）による。 アスベストについては、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）・廃棄物処理法等に則り処理を行うこと。 (1) あと施工アンカー ※接着系アンカー（接着剤は有機系とする） ※金属板張系アンカー ※本体打込み式） (2) 試験等 性能確認試験 ※行わない ・ 行う 施工確認 ※行う ・ 行わない																									
15. 山留め		ダクトの保温の外装は下記による。内装は○ ロックウール ○ グラスウール																									
16. 塗装工事		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内 容</th> <th colspan="2">配置の指定は下記による。内装は○ ロックウール ○ グラスウール ○ ポリスチレンフォーム</th> </tr> <tr> <th>内装</th> <th>外装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 設備・構造</td> <td>・ アルミガラスクロス</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・ 多層機軸室</td> <td>・ アルミガラスクロス</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・ 主機構造</td> <td>・ アルミガラスクロス</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・ 扉室・扉下など</td> <td>・ カラー重畳鉄板</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・ 扉室内側（P.S.内）</td> <td>・ アルミガラスクロス</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・ 扉外露出、多道箇所</td> <td>・ ステンレス鋼板</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	配置の指定は下記による。内装は○ ロックウール ○ グラスウール ○ ポリスチレンフォーム		内装	外装	・ 設備・構造	・ アルミガラスクロス	・	・ 多層機軸室	・ アルミガラスクロス	・	・ 主機構造	・ アルミガラスクロス	・	・ 扉室・扉下など	・ カラー重畳鉄板	・	・ 扉室内側（P.S.内）	・ アルミガラスクロス	・	・ 扉外露出、多道箇所	・ ステンレス鋼板	・		
内 容	配置の指定は下記による。内装は○ ロックウール ○ グラスウール ○ ポリスチレンフォーム																										
	内装	外装																									
・ 設備・構造	・ アルミガラスクロス	・																									
・ 多層機軸室	・ アルミガラスクロス	・																									
・ 主機構造	・ アルミガラスクロス	・																									
・ 扉室・扉下など	・ カラー重畳鉄板	・																									
・ 扉室内側（P.S.内）	・ アルミガラスクロス	・																									
・ 扉外露出、多道箇所	・ ステンレス鋼板	・																									
17. アスベスト																											
18. あと施工アンカー																											
19. 保温																											

